

モラロジアンカードの年会費は、会員特約第3条をご確認ください。

2025年12月9日改定

## モラロジアンカード会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、公益財団法人モラロジー道徳教育財団(以下「モラロジー」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、モラロジアンカード(以下「本カード」といいます。)と称します。

### 第2条(会員資格)

本カードは、モラロジー個人維持員を加入対象とし、本特約および個人会員規約を承認のうえ入会の申し込みをした方で、モラロジーと三菱UFJニコス(以下「両者」といいます。)が適格と認めた方を会員とします。家族会員は、モラロジー個人維持員に限定します。

### 第3条(本カード年会費)

本カードの年会費は以下の通りとします。

(税込)

	ゴールドカード	一般カード
本人会員	11,000円	1,375円
家族会員	1名無料 2人目から1名につき1,100円	440円

### 第4条(会員資格の喪失)

会員が、モラロジーもしくは三菱UFJニコスの一方から、カード会員資格を取り消されたときは、本特約による会員資格を喪失するものとします。ただし、三菱UFJニコス会員資格を喪失しても、モラロジー個人維持員資格を喪失するものではありません。

### 第5条(個人情報の提供と利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は、両者が以下の情報を以下の利用目的のため業務上必要な範囲で、相互に提供し、利用することに同意します。

(1) 三菱UFJニコスがモラロジーに対し、提供する情報と利用目的

① 提供する情報

イ. 入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項

ロ. 入会の事実および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実

## ②利用目的

- イ. 申込者のモラロジー在籍確認
- ロ. 本カードに付帯するモラロジー所定の会員向け特典およびサービスの提供

## (2)モラロジーが三菱UFJニコスに対し、提供する情報と利用目的

### ①提供する情報

- イ. 申込者のモラロジー在籍状況
- ロ. モラロジー個人維持員番号

### ②利用目的

- イ. 申込者のモラロジー在籍確認
- ロ. 本カードに付帯する三菱UFJニコス所定の会員向けサービス提供
- ハ. クレジット関連事業における市場調査・商品開発
- 二. 三菱UFJニコスの本カード会員管理

2. 両者は本条第1項の会員情報の相互の提供と利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

## 第6条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と個人会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

## <ご相談窓口>

モラロジーに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関する問合せについては下記にご連絡ください。

公益財団法人モラロジー道徳教育財団

〒277-8654 千葉県柏市光ヶ丘2丁目1番1号

TEL. 04-7173-3143